

申第12号に対する窓口説明 またしても団体交渉開催を拒否！ 労働組合への支配介入を直ちにやめろ！ 協約改訂交渉とは別に団交を開催せよ！

8月22日、申第12号「基本協約の解釈を巡る労働組合への支配介入に対する団体交渉開催申し入れ」の取り扱いについて会社窓口から説明がありました。

会社は「基本的に申第11号と同じなので、協約改訂交渉の中で議論する。」として申第12号で開催を求めている団体交渉を行わないと説明しました。本部は「またもや組合掲示物やホームページへの会社の介入が発生した。協約改訂交渉とは別にしっかり議論するべきだ」と強く迫りましたが、会社は、申第11号で求めた団体交渉の開催を拒否した対応と同様に「協約改訂交渉の中で議論する。」として協約改訂交渉とは別に団体交渉を開催することを拒みました。

8月21日、会社はJ R 東海労ホームページと組合掲示物に苦情処理会議の内容に関する記述があるとして、「ホームページを止めること。」「地方を指導すること。」と通告しました。これは会社が一方的に基本協約を解釈し、これを組合に押し付けるという労働組合への支配介入です。本部は、このような会社の一方的な姿勢を許さず、申第12号で団体交渉の開催を求め申し入れを行いました。しかし会社は、申第11号に基づく団体交渉を開催しようとせず、本部は会社に対し粘り強く開催を求めましたが不誠実な対応に終始し、対立を確認しました。

基本協約の解釈を巡る労働組合への支配介入に対する団体交渉開催申し入れ

8月21日、人事部勤労課石原担当課長から「J R 東海労のホームページに苦情処理会議の内容に関する記述のある情報が公開されている。苦情処理会議は非公開というルールに則って行っている。地方を指導し、ホームページでの公開を止めること」との通告があった。さらに上記の『情報』を組合掲示板に掲出した職場では、組合に具体的説明がないまま、会社が『情報』を一方的に撤去した。これらのことは労働組合への支配介入である。

会社は今年2月17日、7月31日にも同様の内容での介入を行った。その際ＪＲ東海労は「苦情処理会議の非公開」とは会議の場所が「非公開」であるとの見解を明らかにした。しかし「苦情処理会議の非公開」について会社の解釈と対立したため、申25号（2012年2月17日付）、申11号（2012年8月8日付）において団体交渉の開催を申し入れたが、会社はこの申し入れに基づく団体交渉の開催を拒否した。

度重なる基本協約の解釈を巡る支配介入について、以下の通り申し入れるので、直ちに団体交渉を開催すること。

記

1. 基本協約の解釈を巡り団体交渉を申し入れたのにもかかわらず、団体交渉開催を拒否したあげく、会社の解釈を押し付け、ＪＲ東海労ホームページへの介入、掲示物を一方的に撤去する行為等は労働組合への支配介入である。直ちに止めること。
2. 基本協約第13章第1節第291条及び第2節302条「会議の非公開」に対する会社の解釈・見解を明らかにすること。
3. 会社が裁判等において、苦情処理会議の内容を証拠類として提出したり、証言したりしているが、このことと「会議の非公開」との関係について見解を明らかにすること。
4. 基本協約の解釈をめぐり労使間で対立したときは、団体交渉を開催し十分協議を行う必要があると考えるが、見解を明らかにすること。
5. 1項から4項について、速やかに団体交渉を開催すること。

以 上

会社説明

申第12号は申第11号と同じく、協約改訂交渉の中で議論する。別途、団体交渉を開催するつもりはない。

主なやり取り

組合：問題が発生しているから申し入れている。申し入れに基づき団体交渉を開催すべきだ。

会社：これは基本協約の解釈を巡るものであり、基本協約改訂交渉で議論する。

組合：なぜ個別に団体交渉を開催しないのか。

会社：1年の間に様々な事象が発生や環境が変わることにより、現在の基本協約を変えた方が良いという意見の積み重ねを、この時期に基本協約改訂交渉として議論する。貴側の申し入れ内容は基本協約改訂交渉で議論するのが良いということだ。

組合：労働組合に対して会社が介入したという事象だ。組合掲示物の撤去やホームページを「止めてくれ」ということは労働組合活動への大きな介入であり、直ちに団体交渉を開催するべきだ。

会社：掲示物については基本協約に則って対応した。

組合：それが組合への介入だと言うのだ。

会社：会社は団体交渉を開催しないとは言っていない。申第12号も申第11号と同じく協約改訂交渉で議論する。

組合：このような会社による労働組合への介入はその都度申し入れる。会社は解決に向けて団体交渉を開催するべきだ。協約改訂交渉で議論すると言うが、時間的にも不十分である。

会社：協約改訂交渉の後に団体交渉を開催し、仮に基本協約を変えるべきとなった場合は、1年間待たなくてはならないことになる。

組合：会社の責任で基本協約改訂までに間に合わせるべきである。

会社：個別の団体交渉は開催しない。申8号に含まれているので協約改訂交渉で議論する。

組合：3月にも組合掲示物に関わる申し入れを行ったが、なぜ団体交渉の開催を拒否したのか。

会社：協約を締結している中では、お互いに協約を安定的に守る義務がある。だからこの時期に議論をする。途中で議論して協約を変える事にはならないということだ。

組合：問題が発生しているのだから、その都度議論するべきだ。

会社：それは貴側の見解だ。会社としては個別に団体交渉を開催するつもりはない。協約改訂交渉の中で行う。

組合：対立を確認する。

以 上